

森林環境譲与税に係る使途の公表

対象：令和5年度決算

森林環境譲与税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項の規定により、森林環境譲与税に係る使途について下記のとおり公表します。

| 事業名 | 事業総額（千円） | | | 事業内容 | 内訳 | 税導入の効果 | |
|-------------------|--------------------|-------------|------------|--------|--|--|--|
| | うち令5年度の森林環境譲与税（千円） | うち基金取崩額（千円） | うち他の財源（千円） | | | | |
| 福寿小学校屋内運動場外壁等改修工事 | 48,388 | 4,887 | 0 | 43,501 | 福寿小学校の屋内運動場の改修工事（外壁改修、床改修、一部窓改修）を実施した。 | 木材使用量 13.71m ³ 複合フローリング カバ材（国産材） | 森林環境譲与税は床改修における木質部分の整備費に充当。財源として施設改修の一助となった。 |
| 堰板等補充 | 618 | 578 | 0 | 40 | 農業用水の堰板を製作し、各地域の水利委員に配布した。 | 制水板 432枚 | 国産材を用いた制水板432枚を製作し、水利委員に配布した。森林環境譲与税の活用により、地域からの要望に対して不足なく制水板が配布できるようになった。 |
| 森林環境譲与税基金積立金 | 1,691 | 1,691 | 0 | 0 | 後年度における木材活用事業に充てるため基金への積み立てを行うもの。 | 基金積立 | 森林を全く有しない本市としては、木材利用により木材の使途創出を図る方針である。 |